

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>国家公安委員会・警察庁外部通報 処理要綱の一部改正について</p>	<p>平成30年3月22日 総務課 国家公安委員会会務官</p>
<p>1 国家公安委員会・警察庁外部通報処理要綱について</p> <p>公益通報者保護法に基づく行政機関の適切な対応を確保するため、平成17年、「国の行政機関の通報処理ガイドライン」（関係省庁申合せ）が策定されたことに伴い、国家公安委員会及び警察庁では、平成18年に「国家公安委員会・警察庁外部通報処理要綱」を策定し、運用してきたもの。</p> <p>2 改正の理由</p> <p>公益通報制度の適切な運用を図るため、平成29年3月、上記ガイドラインが改正（名称も「国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」に変更）されたことから、上記要綱を改正することとしたもの。</p> <p>3 ガイドライン改正を踏まえた要綱の主な改正点</p> <p>(1) 通報の対象を拡大し、法に基づく公益通報以外の通報でも、一定の要件の下で外部通報として取り扱うこととする。また、通報者の範囲を拡大し、労働者以外の役員、退職者等も通報者として対応することとする。</p> <p>(2) 通報への対応に関与する職員に対して通報対応の各段階及び対応終了後における遵守事項を定めることとする。また、主管課ごとに通報担当者を配置することとする。</p> <p>(3) 通報に係る秘密保持等に支障のない範囲で運用状況に関する情報を公表することとする。</p> <p>(4) 運用状況について、職員等及び第三者の意見等を踏まえて評価・点検を行うとともに、通報対応に関する仕組みの継続的改善に努めることとする。</p> <p>(5) 要綱の名称を「処理要綱」から「対応要綱」に変更するほか、その他ガイドラインを踏まえて所要の改正をする。</p>		

公安委員会
説明資料No. **2**

犯罪被害者等給付金の裁定（大阪府）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成30年3月22日
給与厚生課

(略)

(略)

(略)

1 趣旨

昨年12月、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）が一部改正され、行政文書の作成や保存、文書管理体制の充実等に関する規定が整備されたことに伴い、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第8号）について、所要の規定の整備を行うもの。

2 主な改正内容

○ 文書管理担当者の設置（第5条の2）

文書管理者の事務を補佐する者として文書管理担当者を置くこととした。

○ 打合せ等の記録の作成（第8条第3項）

行政文書の作成に当たっては、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとした。

○ 行政文書の正確性確保（第8条第4項、第5項）

行政文書の作成に当たっては、原則として公安委員会の委員長又は委員及び文書管理者を含む複数の職員がその内容を確認するほか、打合せ等の記録については、可能な限り、相手方にも発言内容等の確認を求めるなどして、正確性の確保を期するものとした。

○ 合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書の保存期間（第11条第4項）

歴史的公文書等のほか、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書にあっては、原則として1年以上の保存期間を定めるものとした。

3 施行日

平成30年4月1日

※ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第3項の規定に基づき内閣総理大臣との協議を経た上で制定、施行。

4 参考

警察庁における文書管理について規定した警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）についても、同ガイドラインの一部改正に伴う規定の整備を行うこととしている。

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (4) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (5) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）
 - (1)～(5)の各根拠法において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を認定、許可又は登録の欠格事由としており、上記各規則はこれを受けて具体的な罪に当たる違法な行為を列挙しているもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においては、「暴力的不法行為等」（国家公安委員会規則で定める一定の罪）に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしており、上記規則はこれを受けて具体的な罪に当たる違法な行為を列挙しているもの。

2 改正の内容

- (1) 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号。以下「改正金商法」という。）の施行に伴い、次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行う。
 - ア 改正金商法による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「新金商法」という。）第198条第3号の3（高速取引行為に係る無登録営業）
 - イ 新金商法第198条の6第1号（第66条の51に係る部分に限る。）（高速取引行為の登録申請書に係る虚偽の記載又は記録）
 - ウ 新金商法第205条の2の3第1号（第66条の54第1項に係る部分に限る。）（高速取引行為の登録事項変更の無届け又は虚偽の届出）
- (2) 割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号。以下「改正割販法」という。）の施行に伴い、次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行う。
 - ア 改正割販法による改正後の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「新割販法」という。）第49条第6号（クレジットカード番号等取扱契約締結事業の無登録営業）
 - イ 新割販法第53条の2第1号（第35条の17の6第1項に係る部分に限る。）（クレジットカード番号等取扱契約締結事業の登録事項変更の無届け又は虚偽の届出）

3 意見公募手続の結果

平成30年2月5日（月）から同年3月6日（火）までの30日間、規則案を公示し、広く意見を募集したところ、本規則案に賛成である旨の意見が1件、改正の内容とは無関係の意見が2件あった。

4 施行期日

それぞれの改正法施行の日（改正金商法については平成30年4月1日、改正割販法については同年6月1日）

1 サイバー攻撃の情勢等

(1) サイバー空間における探索行為等

- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり1,893.0件と引き続き増加。【図表1】
- 世界的規模で、「WannaCry」等のランサムウェアに悪用された攻撃ツールを用いた攻撃活動等を観測。【図表2】
- 28年からアクセス件数が引き続き増加している主な要因としては、IoT機器を標的とした攻撃活動等が、年間を通じて高い水準で推移したことが挙げられる。

(2) サイバー攻撃の情勢及び取組

ア 情勢

- 警察と先端技術を有する事業者等との情報共有の枠組みを通じて報告を受けた標的型メール攻撃は、6,027件と引き続き増加。標的型メールの送信先メールアドレスについては、インターネット上で公開されていないものが全体の90%を占めた。【図表4】
- 国際的ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、65組織に関して、サイバー攻撃を実行したとする犯行声明とみられる投稿をSNS上に掲載。

イ 取組

- 上記枠組みにおいて、集約された情報等を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく情報提供を実施。
- サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラ（C2サーバ61台）の機能停止を促進。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進。

2 サイバー犯罪の情勢等

(1) サイバー犯罪の検挙件数及びサイバー犯罪等に関する相談件数

サイバー犯罪の検挙件数は9,014件と引き続き増加。相談件数は13万11件と引き続き高い水準。【図表9、10】

(2) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況等

- 発生件数は425件と、ピーク時の平成26年と比較して4分の1以下に減少。【図表11】
- 被害額は約10億8,100万円と、ピーク時の平成27年と比較して約3分の1に減少。【図表12】

- 金融機関によるモニタリングの強化、ワンタイムパスワードの導入等の対策により、近年被害が大幅に減少。
- 被害金融機関としては、ここ3年で信用金庫及び農業協同組合が大幅に減少。理由としては、警察の要請により、ほぼ全ての信用金庫及び農業協同組合でワンタイムパスワードが導入されたことが挙げられる。

(3) 不正アクセス禁止法違反の検挙件数等

- 不正アクセス禁止法違反の検挙人員は255人と引き続き増加。検挙件数は648件と過去5年では平成25年に次ぐ水準となった。【図表13】
- 仮想通貨交換業者等への不正アクセスによる不正送信事犯認知件数は149件、被害額約6億6,240万円相当。

(4) 取組

- 官民連携によるウイルス感染を目的としたウェブサイト改ざんの対策
- 国際的な取組による流出ID等対策及び感染端末対策
- 自動送金機能を有するインターネットバンキングウイルス「DreamBot」に係る対策
- 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）と連携したインターネットショッピングに係る詐欺サイト対策
- 被害防止に直結する情報の提供と被害防止対策強化の要請

3 今後の取組

「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日付け：警察庁丙総発第61号ほか）等を踏まえ、各種取組を推進する。

- サイバー空間における情報収集・分析の推進
 - ・ ダークウェブにおける情報収集の強化
- 官民連携の推進
 - ・ JC3との連携
 - サイバー空間の安全の確保に向けた情報の共有
 - 連携した情報の発信による被害拡大防止対策
 - ・ 重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等との連携
 - ・ 二要素認証の促進
- サイバー人材の育成
 - ・ 専門的捜査員の育成（CSセンター等における教育・訓練の拡充等）
 - ・ 情報技術の解析に係る高度専門人材の育成
- 国際連携
 - ・ 外国捜査機関との連携
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進（関係機関等との情報共有、共同対処訓練の実施等）

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・ 「JKビジネス」問題等に関する今後の対策 のフォローアップ等について</p>	<p>平成30年3月22日 保安課 少年課</p>
-----------------------------------	--	-----------------------------------

1 経緯

- (1) 平成29年3月に設置された関係府省対策会議（議長：内閣府特命担当大臣（男女共同参画）。以下「対策会議」という。）において、「緊急対策」を取りまとめ、29年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、各種対策（「緊急対策」）を集中的に実施。
- (2) 29年5月、対策会議において、「今後の対策」を決定。
- (3) 本年3月26日、対策会議において、本対策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、4月の「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」における取組方針等を決定（予定）。

2 「今後の対策」の進捗状況のフォローアップ等（別紙1）

(1) 当庁関係の主な取組の進捗状況

- 「JKビジネス」営業に関する実態調査を実施（詳細は別紙2）。
- AV出演強要や「JKビジネス」に係る各種法令違反の取締り等を実施。
- 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定を支援。
- 中学・高校・大学等を対象に被害防止教室を実施。
- 各種広報媒体を活用して警察の相談窓口の周知を実施。

(2) 当庁関係の30年度の主な取組

- 各種法令の適用を視野に入れた取締り等を実施。
- 文部科学省と協力して「JKビジネス」の実態や悪質性について啓発する資料を作成し、学校等における教育での活用を促進。

3 本年4月の「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の取組

- 各種法令を適用した取締り等のほか、関係機関等と連携し新入生等を対象とした学校等における被害防止教育、警察の相談窓口の周知活動等を実施。
- 内閣府等と連携して渋谷駅周辺における街頭キャンペーンを実施。
(4月20日実施予定)

公安委員会	平成30年春の全国交通安全運動	平成30年3月22日
説明資料No. 7	について	交通企画課

1 運動の概要

(1) 実施期間・主催・目的

- 平成30年4月6日(金)～15日(日)までの10日間
- 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体
- 政府全体の推進要綱に基づき、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(2) 推進要綱に定める全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 警察における取組

全国重点や統計の分析結果を踏まえつつ、交通ルール遵守と相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの実践について、国民の理解を深める。また、特に都道府県警察においては、地域住民の要望等を反映しつつ、積極的に参加できる活動や取組に配慮する。

【主な取組の例】

- 通学時間帯や悪質・危険な運転行為に着目した厳正な取締り
- 子供と高齢者の安全な通行を確保するための街頭活動や通学路等の合同点検の実施
- 加齢等に伴う身体機能の変化に関し自覚を促すための高齢者への働き掛け

2 小学生の歩行中の交通事故

(1) 主な特徴【P2】

- ア 小学1年生の歩行中死者は小学6年生の8倍【P3】
- イ 小学生の歩行中の死傷者が多いのは以下の場合
 - 「4月～7月と10・11月」「15時台～17時台、7時台」【P4】
 - 「下校中・登校中」【P5】
 - 「交差点内」「横断中」で、うち「横断歩道」が39.1%【P6】

(2) 交通事故防止対策の要点【P7】

- ア 大人が「交通ルール遵守の手本を示すこと」「思いやりの気持ちを持つこと」
- イ 子供への「横断の仕方」の教育
- ウ 通学路等の合同点検の実施

3 中学生・高校生の自転車乗用中の交通事故

(1) 主な特徴【P9】

ア 自転車乗用中の死傷者は小学6年生から中学1年生で倍増し、高校1年生（年齢では16歳）が最多。【P10】

イ 中・高校生の自転車乗用中の死傷者が多いのは以下の場合

○ 「4月から増加し、5～7月」「7・8時台、16時台～18時台」
【P13】

○ 「登校中・下校中」【P14】

○ 「出会い頭事故」【P15】 その場所は「交差点」、法令違反は「安全不確認」等【P16】

ウ 自転車通学の生徒にヘルメット着用を励行している高校は少ない（7.7%）。【P19】

エ 損害賠償責任保険等の加入確認を実施している学校は、中学校43.8%、高校56.7%【P21】

(2) 交通事故防止対策の要点【P22】

ア 「交通ルール遵守」等の教育

イ ヘルメットの着用

ウ 損害賠償責任保険等への加入

※ 別添資料省略